

令和4年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和4年1月27日

浅川清流環境組合議会

令和4年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

| | | |
|------------|--------------------------|----|
| 出席議員 | | 1 |
| 欠席議員 | | 1 |
| 出席説明員 | | 1 |
| 議事日程 | | 1 |
| 開会・開議 | | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | | 3 |
| 会期の決定 | | 3 |
| 管理者報告 | | 3 |
| (議案上程) | | |
| 議案第1号 | 令和4年度浅川清流環境組合一般会計予算 | 5 |
| 議案第2号 | 令和4年度浅川清流環境組合構成団体負担金について | 14 |
| (議員派遣) | | |
| 議員派遣の件 | | 15 |
| 閉会 | | 15 |

令和4年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回定例会

日時 令和4年1月27日(木) 午前10時

場所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 近澤美樹君 | 2番 | 白井菜穂子君 |
| 3番 | 鈴木洋子君 | 4番 | 馬場賢司君 |
| 5番 | 吉田りゅうじ君 | 6番 | 丸山哲平君 |
| 7番 | 皆川りうこ君 | 8番 | 木島たかし君 |
| 9番 | 清水がく君 | 10番 | 水谷たかこ君 |
| 11番 | 村山ひでき君 | 12番 | 渡辺ふき子君 |

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|-------|------|--------|
| 副管理者 | 井澤邦夫君 | 副管理者 | 西岡真一郎君 |
| 会計管理者 | 小塩茂君 | 事務局長 | 加藤真人君 |
| 事業課長 | 設楽尚人君 | 総務課長 | 西村直邦君 |
| 総務課係長 | 鈴木輝哉君 | | |

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記 瀬戸山祐一君

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形 忍
速記者 松丸 晋君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者報告

(議案上程)

日程第4 議案第1号 令和4年度浅川清流環境組合一般会計予算

日程第5 議案第2号 令和4年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

(議員派遣)

日程第6 議員派遣の件

○議長（馬場賢司君） 皆様、おはようございます。

これより、令和4年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

日程に入る前に、副管理者から発言したい旨の申出がありますので、これを許します。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） 皆様、おはようございます。副管理者の井澤でございます。

本日は、大変お忙しいところ、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。令和4年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開催していただきます。よろしくお願い申し上げます。

発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

本日、大坪管理者は都合により不在となっております。つきましては、本日の組合議会は、私、副管理者がその任を務めさせていただきますので、特段の御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、9番清水がく議員、10番水谷たかこ議員を指名いたします。

○議長（馬場賢司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（馬場賢司君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

副管理者から報告を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、4件の報告を行います。

1. 令和3年度ごみ処理実績について

初めに、令和3年4月から12月末までの浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設のごみ処理実績について、御報告いたします。

12月末現在、可燃ごみの搬入量は、全体で4万7,552トン、内訳としては日野市が2万3,262トン、国分寺市が1万3,497トン、小金井市が1万793トンとなっております。

昨年と同時期と比較いたしまして、全体で1,198トンの減、前年比97.5%の搬入量となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭系のごみ量が増加しておりましたが、令和3年度は、多少ですが減少傾向が見られてきたというところです。引き続き、構成市3市とごみの

減量と適切な分別の啓発に取り組んでまいります。

2. 令和3年度施設見学実績について

施設見学については、今年度も団体見学、個人見学ともに人数制限を設けるなど、感染予防対策への御協力をいただきながらの実施となっております。

施設見学の12月末現在の実績といたしましては、初めに、団体見学は件数67件、人数1,736人となっており、今年度は小学校の見学が多くなっています。国分寺市におかれましては、市立小学校10校の全てが施設を見学していただきました。また、この人数の中には、日野市の小学校で行った、小学校と施設をオンラインでつないでのリモート見学2校の人数も含まれております。

あわせて今年度は、夏休み期間を利用した親子見学会、公民館主催の見学会、自治会での見学会などもございました。

次に、個人の見学につきましては、28件、59人となり、団体見学と合わせた全体では、件数が95件、人数が1,795人の施設見学の受入れを行いました。

今後も多くの方に施設を見学していただけるよう、環境を整えてまいります。

3. 環境定点測定等について

周辺地域における当施設の環境への影響を確認するため、環境定点測定を実施し公表しています。これは周辺地域の御要望を受けて居住地に近い地点で環境調査を行っているものです。測定時期は夏、冬の年2回、測定地点は、施設周辺の公園など4地点で測定を行っています。

測定項目としては、大気に関するものとして、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀などとなります。

ダイオキシン類についても土壌調査を実施しております。いずれの測定結果も基準値以下となっております。

また、環境定点測定とは別に、当施設の煙突出口付近の排ガス等の状況を毎月測定し、維持管理情報として公表しています。

排ガスに関する測定項目としては、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシン類となっており、こちらの測定結果もいずれも基準値以下となっております。

今後も信頼される施設運営のため、継続して測定及び公表をしてまいります。

4. 環境保全協定の策定及び締結について

環境保全協定につきましては、令和3年6月に開催いたしました第3回検討委員会以降、協定書案について周辺5自治会ごとに説明する場を設けさせていただき、内容について御説明をしてまいりました。ここでいただいた御意見などを第4回検討委員会で御紹介し、検討をいただき、最終案としての御確認をいただきました。

今後につきましては、第4回の検討委員会で委員よりいただいた意見を反映した協定書案を策定し、その後、自治会ごとに総会に諮るなど、準備の整った自治会から順次締結をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。
○議長（馬場賢司君） これをもって管理者報告を終わります。

○議長（馬場賢司君） これより、議案第1号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） 議案第1号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

令和4年度組合の歳入歳出予算の総額は13億5,958万3,000円であります。令和3年度と比較して1億8,187万1,000円の増となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第1号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計予算について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,958万3,000円と定めるとするものでございます。

その下、第2条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるとするものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました令和4年度一般会計予算及び説明書により、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、1総括でございます。令和4年度の歳入歳出予算額は13億5,958万3,000円で、令和3年度歳入歳出予算額11億7,771万2,000円に比べ、1億8,187万1,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、地方債償還金の額が増えることによるものでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。歳入の主な内容を御説明申し上げます。最上段の款1分担金及び負担金、項1負担金、7ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。施設が稼働した令和2年度より負担金の負担割合は、土地の借上料や組合債の償還金など、施設の設置に関する費用については、構成団体3市で等分の負担をしていただき、その他の議会費、職員の給与、運営に関する委託料など施設の運営に関わる費用は、可燃ごみの搬入量に応じて負担していただいております。ごみ量に応じた負担は、おおむね日野市が48%、国分寺市が27%、小金井市が25%となっております。また、周辺環境整備負担金は、これまでと同様に、国分寺市、小金井市の2市で負担をしていただくものでございます。

1つ飛んで、款3諸収入、項1雑入、7ページの説明欄、その他雑入の4段目、売電料でございます。3億2,351万5,000円で、令和3年度に比べ、2,851万7,000円の増となっております。こちらは、施設が稼働いたしました令和2年度の売電量の実績から予算額の見直しを行ったものでございます。

最下段、款3諸収入、項、預金利子につきましては、定期預金の利率が低いこと、また定期預金については決済専用の普通預金と比べ、保証がないことなどを考慮し、組合の現金を利子のつかない決済専用無利息型の普通預金で管理することとしたため、令和4年度より廃止とさせていただいております。

次に、歳出についてでございます。令和4年度、新規に計上するものを中心に御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。款1 議会費591万7,000円でございます。議会費については、令和3年度の予算とほぼ同様となっております、大きな増減はございません。

その下の段、款2 総務費4億6,044万2,000円は、令和3年度と比べて1,175万9,000円の減となっております。

恐れ入ります。10ページ、11ページをお開き願います。説明欄中段、12委託料の最下段、年末調整等業務委託料でございます。組合職員の給与について、当組合には給与システムが導入されていないため、手計算による年末調整を行っておりますが、事務の正確性、効率性を確保するため、年末調整についての業務を委託するものでございます。

続きまして、その下、13使用料及び賃借料でございます。2段目、自動車借上料（再リース）でございます。当組合が使用する車につきましてはリースによるものとしておりますが、令和4年度はリースしていた車がリース切れとなりますので、再リースをさせていただくものでございます。

同じく13使用料及び賃借料、下から2段目、Web会議システム利用料でございます。こちらは、新型コロナウイルスの影響でWeb会議の開催が多くなっているため、ライセンスを取得して利用するものでございます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。中段、款3 事業費6億3,055万5,000円は、令和3年度と比べて1,086万5,000円の減となっております。

13ページ、事業費の説明欄の上段、7報償費、(仮称) 専門家委員会委員謝礼でございます。今回、自治会との締結をお願いしております環境保全協定書の中で、専門家委員会の設置を御提案させていただいております。内容といたしましては、当可燃ごみ処理施設の運用について住民の皆様からいただいた御意見や御質問に対し、専門家の意見を伺いながら、丁寧に対応していくため、(仮称) 専門家委員会を設置してまいります。こちらは、協定締結後、専門家委員会を設置した際の委員への謝礼でございます。

その下、款4 公債費、項1 公債費、目1 元金、13ページ、説明欄、22償還金、利子及び割引料、地方債償還元金2億2,658万9,000円でございます。令和3年度に比べ2億450万7,000円の増となっております。平成30年度に借り入れた地方債の元金の償還について、3年間の猶予期間が終了し、令和4年度より元金の償還が開始されるため、増額となったものでございます。

恐れ入ります。14ページ、15ページをお開き願います。目2 利子、説明欄、22償還金、利子及び割引料、地方債償還利子1,607万9,000円でございます。こちらは、借り入れた地方債の利子分の償還となります。令和4年度につきましては、先ほどの償還金の元金とこの利子を合わせて、約2億4,266万円の償還となります。また、令和5年度からは借入れの一番多かった令和元年度の元金の償還が始まりますので、毎年、約9億6,000万円を償還していくこととなります。償還の期間は令和16年度までとなります。

その下、款5 予備費は、これまでと同様、2,000万円としております。

歳出については以上でございます。

次のページ、16ページから20ページまでは給与費明細でございます。職員の給与につきましては、職員それぞれ派遣元の給与に関する規定の例により支給することとなっております。

22ページ、23ページは債務負担行為に関する調書、また次のページ、24ページ、25ページは地方債に関する調書となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） これより質疑に入ります。近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 歳入歳出、通してお伺いしてよろしいでしょうか。

そうしましたら、歳出のごみ処理費全般にわたってお伺いします。この施設の運営の根幹に関わる問題ですので、ここのごみ処理費というところで伺わせていただきたいのですが、昨年12月15日に東京高等裁判所において、日野市が北川原公園内にごみ搬入路を整備するための契約を締結したことについて、これらは違法であるとして住民が起こした裁判の判決が下されました。一昨年11月に続いて、そちらが地裁で、昨年12月が高裁だったということなのですけれども、その判決については、大坪冬彦日野市長の控訴を棄却した、東京地裁の第一審判決を支持するというもので、地方裁判所の判決に続いて、住民の訴えが全面的に認められたという判決と解釈されると思います。

日野市としては、一昨年11月に東京地裁の判決が下された際に、日野市議会において見解が示されているのですけれども、日野市のその際の見解については、日野市、国分寺市、小金井市の3市での共同処理、そしてごみ搬入車両の正常な通行をする上では、大変極めて重大な判決であったと思っております。しかし、残念ながら、日野市の主張が認められませんでした。そういう理由で控訴して、十分な審理を願う考えでございますと、これが2020年11月の時点で日野市としては控訴して、さらに十分審理してもらおうということなのですが、約1年かけて審理したところ、高裁の判決というのは、地裁を支持して、さらに、ある意味、もっと厳しい判決が下されたのです。これに対しての浅川清流環境組合の現時点での見解をお示しいただけたらと思います。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

組合といたしましても、搬入路についての裁判の結果でございますので、当然重く受け止めているところではございます。ただ、日野市での裁判でございますので、組合のほうから申し上げることはなかなか難しいかと思っております。現時点では、日野市からは上告中であるということは伺ってございます。搬入路については特段、その後変更のお話を受けておりません。何かお話があれば、しっかり3市、組合で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 重く受け止めておられて、上告中で、日野市の裁判なので、申し上げることは難しいと。変更するという話は聞いていないというふうに今、伺いました。

この判決なのですけれども、私が先ほど地裁の判決よりも高裁の判決はさらに厳しい点が指摘されたというふうに申しあげましたのは、判決の部分、若干長いのですけれども、ぜひとも、もし御存じない方がおられたら聞いていただきたいという思いがあってお伝えしますが、日野市は当初は、この搬入量を兼用工作物という都市計画上の考え方で考えること、兼用工作物案を軸に検討し、その後一旦は都市計画を変更して、本件通行路部分を都市計画区域から除外する案を検討しながら、住民の利害調整が困難であるという政治的配慮から、あえて都市計画の変更決定に必要な手続、公聴会による住

民意の反映、提出された意見書の要旨の都市計画審議会への提出、都市計画審議会の開催等を回避するため公園区域除外案の採用を取りやめ、専用路案を採用したと認定するのが相当である。このような具体的事情の下では、北川原公園予定地における本件通行路の設置は、客観的に見て実質的な都市計画の変更に当たるといふべきであり、大坪市長がこれを決定したことは、職務上考慮すべき事情を考慮せず、かつ本件都市計画の変更を行う際の手続規制を潜脱したものであって、都市計画決定者としての日野市の裁量権を逸脱または濫用したものと、都市計画法上違法であるといふべきであると、こういう判決内容なのです。

住民の利害調整が困難であるといふのは、こうした都計審などにかけて、住民の合意を得ると。そうしたことはもう難しいと判断してしまって、それを避けてしまった。そういう政治的配慮があった。つまり、住民の合意をつくるといふのは、行政の一番大切な仕事を避けるために、あえて法律違反を犯した大坪市長を厳しく断罪しているといふことなのです。

日野市が、この裁判で自分たちが正しいといふことを主張することについては、判決といふのは日野市の言い分は100%認めていないのです。住民の言い分を100%認めている。加えて裁判所には、日野市が住民の合意をつくるという行政の一番大切な仕事を避けるために、あえて法律違反を犯した大坪市長を厳しく断罪しているといふことなのです。今日、御事情でおられないのですけれども、そうしたことは、この裁判の当該である大坪市長自身ももちろん認識しておられることだと思います。

私が今、御指摘させていただきたいのは、このように明確に法律違反であるといふことを指摘されながら、この状態を続けると。つまり、ごみを運ぶこと自体が、法律違反を犯しながらごみを運び込んで、それでこの事業が継続されていくといふことなのですが、私はごみを止めろ、ごみを持ってくるなどと言っていないし、この施設を破壊しろといふ、そうしためちゃくちゃな乱暴なことを申し上げているのではないのです。日本の司法が、これは法律違反を犯していますよといふふうなことが明確にこの裁判で明らかになっているのであれば、違法状態の解消をしなければならないでしょうといふことを今ここで申し上げたいのです。

先ほど事務局長のほうからは、変更の話は聞いていないと。それと、上告中であるといふことなのですけれども、私は違法状態の解消を組合として求める必要があると思ふし、今すぐそれが求められているのではないかといふふうに考えます。違法状態の解消といふのはどうするかといふのは、物すごく難しいことだと思います。私たちは日野市議会のほうで何年にもわたって、これは必ず行き詰まってしまうから、ほかのことを考える必要があると思ふし、5年以上にわたってやっていきているのです。けれども、絶対にいけるんだ、いけるんだといふことであれこれ考えながら、日野市長はこの道を突き進んだといふことなのです。

つまり、先ほどの判決にあるように、何度かこれを止めて、ほかの方法を考える余地はあったにもかかわらず、利害調整は難しいと考へて、そのままいってしまったということが裁判所に指摘されているわけですから、ここまで来たからには、ある意味、私は本当に本気になって3市長、それから3市の市民の皆さん、それから3つの議会、全部の3市で知恵を出して、違法状態の解消そのものを考へないと私はならないと思っています。

ここまで明確に地裁も高裁もちゃんと審議して下さって、違法だといふことが明らかになっているわけですから、ある意味、行政が強権的に行うといふことはやってはならないといふ都市計画の考

え方の発展があつて、強制執行であるとか、住民の合意、嫌だというものを凶暴にやってはならないという考え方に発展しているわけです。その上でこうしたシステムがあるわけですから、だったらどうすればいいかということは、私たちの知恵が今、必要なのではないかと思います。ですので、多摩川ルートが駄目だったらどうしたらいいのか、どのぐらいお金がかかるのか、橋を架けるのか、空中からもう一つ新しい道路を造るのか、それとも多摩川ルート以外、多摩川ルートという頭しか今はありませんけれども、ほかにはもう全くないのかということについては、本当に私たちが当事者として、全ての人々が当事者として考える問題ではないかというふうに私自身は考えています。

そしてもちろんあの北川原公園というのは、皆さんこの道を通つてくるときに分かると思うのですけれども、水再生センターとって嫌悪施設につながるものと、2つここに集中しているわけです。そうしたところで嫌がられるような施設が2つあるところだというような、嫌がられるということが起こり得る場所、施設が2つもあるようなところといった感情を住民が抱くことが決してないように。そのために造りましょう、いい公園を造りましょうと都市計画決定されたのが北川原公園ですから、その中に1分間に0.6台も搬入車両が通るような、ふさわしくないというところに司法もこの住民の言い分を認めてくれたということなのです。

この議会の皆さんにも考えていただきたいと思うのですけれども、組合としては、先ほどは変更の話は聞いておられないということだったのですけれども、組合としてそうしたことが必要ではないかということを求めていくということが必要ではないかというふうに考えますけれども、再質問として、それについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

繰り返しになりますが、日野市の裁判なのでお答えすることはなかなか難しいのですが、当組合の役割としては、3市から搬入されるごみを継続的にかつ適切に処理して、そのことによって3市の市民が、衛生的に生活ができるようにすることが1つあると思つてございます。

また、2つ目といたしましては、周辺環境の保全に配慮するということがあるかと思ひます。

これらのことを考えますと、組合としては、施設周辺地域の住民の方の御理解が最も得られている方法で3市のごみの搬入が行われることで、継続して当組合の使命でございますごみの焼却ができるよう、お願いをしまひたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 今、事務局長がおっしゃったことは本当にそのとおりだと思います。地域住民の皆さんの理解なしに、こうした施設を何十年も継続するなんていうことはあり得ないことですし、そんなことを近代国家でやってはならないし、法律を基に私たちが行うわけですから、そうしたものが無いにもかかわらず、そんなことを継続的に行うということはあつてはならないと思ひます。その上で求められることは、法律を守つて私たちの行政運営、行政執行は行われてしかるべきだと思います。

都市計画法違反が裁判で問われて、しかも行政がこんなに厳しく問われるケースはほとんどないのではないかと思います。都市計画に反しているので、行政のほうから指導が行われるということはあ

りますが、行政自身が住民にちゃんと自分たちが都市計画決定したことを守りなさいというふうに言われるケースは本当に珍しいと思います。

繰り返しますけれども、やはり私は組合として、ここは組合の議会ですから、組合の議会としてもそうしたものが求められるという意見を伝えたいと思います。

それともう一点、別の角度から伺いたいのですが、先ほど公害防止協定の検討のお話がされました。その公害防止協定の中に、搬入路は北川原公園内を通過すると書かれているのです。ごみの搬入路というのは本当に大事なもので、こうしたものがきちんと合意が得られて、そこを何十年も稼働するということがなければ、どんなところだって通って行って、周辺住民の方々はたまったものではないです。

この浅川清流の場合は公害防止協定が2020年4月稼働の際に準備というか、存在しなかった。でも、それは必要だということに行き着いて、今、それを住民の皆さんと相談しながらまとめているところなのですが、この搬入路については違法であると断罪された状態になっているわけです。この違法状態で、協定という形で住民の皆さんにお示しするというのは、住民の皆さんを大変に混乱もさせるし、当惑もするし、御自身の判断を一人一人の方に求めるというのはやるべきではないのではないかと私自身は思っています。

現在は係争中であるとか、係争して違法だということで確定したのであれば、協定のほうも書き換えるといったような御説明もされているのかなと思いますが、ただ、この状態で住民にこの協定をこれで認めてくださいと求めること自体が、今、住民の皆さんに行うべきことではないのではないかと、いうふうに一面考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議員がおっしゃるとおり、搬入路について、ごみの収集車が通るルートを指定すること、これは大切なことだと考えております。また、それを周辺住民の方と確認していくことも必要だと考えております。

協定書に、北川原公園を通るルートを載せていることについては、ごみの搬入に当たり、施設周辺住民の御意見を伺って決まったルートだと認識しておりますので、その確認の意味を含めて、現在、協定書に載せているところでございます。

また、裁判結果に関わるルートの変更が生じたときは、また協定書の見直しについて周辺自治会としっかり御協議はさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） そうすると、地域住民の皆さんとの関係においても、この違法判決が高裁で下された。その状態で、ではどうするかということを真剣に考えなければならない状態に今あるのではないかと、いうふうに私は申し上げたいのです。

協定に、住民の皆さんがどの段階で合意をされるかどうかというタイミングもあると思うのですが、私はやはりいたずらに、これは最高裁に持ち込まれているのですが、最高裁の審理というのは、この間住民が都市計画についての見解を示してきた。それから、日野市も見解を示してき

た。けれども、最高裁はそうしたものを一々全部ぶり返して、地裁のこういうところが間違っていた、高裁のこういうことが間違っていたということ自体は行わないのが最高裁です。最高裁というのは、憲法であるとか、人権であるとか、そうしたものに関してどうなのかというふうなところで審理を行う場所ですので、今、最高裁に上告はしていますけれども、行わなければならないのはやはり3市のそれぞれの市民が、自分が当該であるというふうに認識をして、この状態をどうやって解決するのかということ、違法でない状態にするのかということの努力そのものが求められると考えます。

私はもう一度お伺いしたいのですが、違法状態の解消そのものについて、この場合は管理者、副管理者の方々がそれぞれ代表ということになります。組合としては違法状態の解消に向けた努力を求められるのかどうかということをもう一回聞かせていただけますか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

違法状態の解消自体は、組合ではちょっと手の出せないところかなと思ってございます。

組合が現在行っている、先ほどありました環境保全協定書、この検討委員会の中では、当然、住民の方からもルートを協定書に載せるのはおかしいのではないかという御意見があったので、それを検討委員会の中で検討していただき、それも踏まえた上で、委員会の中ではやはりルートの指定は大事だということで、そのまま載せることになってございます。組合としての今の考えとしては、そちらの検討委員会で委員の皆様が出されたその考え方、これによるものでございます。

裁判については、申し訳ございませんが、組合ではなく日野市でしていることとございますので、組合として今、検討委員会で出された結論を大事にしていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○1番（近澤美樹君） 結構です。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） 私からは、大きく2点お伺いいたします。

1点目が、13ページ中段の報償費、(仮称) 専門家委員会委員謝礼について、2点目は、特にページ数はないのですが事務全体についてということとお伺いします。

1点目の専門家委員会委員謝礼なのですが、先ほど御説明にありましたように、これから結ぶ環境保全協定に基づいてこの委員会を設置するということですが、まず1点目にお伺いしたいのは、これは何か検討すべきことが生じたときに、オンデマンドというか必要に応じて設置するのか、それとも定期的で開催するのか、その辺り、ちょっと確認をさせてください。

○議長（馬場賢司君） 事業課長。

○事業課長（設楽尚人君） 事業課長でございます。

専門家委員会ですが、定期的で開催をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） 定期的に、できれば頻度を教えていただきたいのと、あと、今年度の予算の審議の中で、この専門家委員会の方に御協力いただいて、3市の市民が共に学べるような、ごみに関する学習会といったものを開催してはどうかという提案をさせていただいたのですが、4年度の

中でそのような検討がもしあれば教えていただきたいという、2点併せてお願いします。

○議長（馬場賢司君） 事業課長。

○事業課長（設楽尚人君） 事業課長でございます。

まず、開催の頻度でございますが、年2回を予定しているところでございます。

また、検討の内容につきましては、新しくつくります協定と関連してまいりますが、寄せられた御意見、こういったものをこの委員会の中で議題としていく予定でございます。

それから、今年度以降の動きになりますが、委員会の専門家も含めました減量の啓発等の勉強会等という御質問でございますが、詳細については現在検討中でございます。前向きに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） ありがとうございます。前向きに検討中というお言葉が聞けて、確認ができてよかったです。ぜひ進めていただきたいと思います。

2点目は事務全般に関わることなのですが、ちょっと気になりましたのが、11月の組合議会の会議録がまだホームページにアップをされていませんでしたので、この会議録の公開についてのルールというのはどのようになっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（馬場賢司君） 総務課長。

○総務課長（西村直邦君） 会議録の公開のルール等々の御質問をいただきました。

会議録は原則、次回の定例会までに完成をさせるということで作業を進めております。今回、11月11日の会議録ですと、業者に作成していただいた後、事務局の校正を経て、署名議員の署名、それから最終的に議長の署名をいただいて、紙ベースでの議事録の配付やホームページのアップというような流れになっております。おおむね作業には2か月程度いただいているところであります。

今回、11月11日から2か月ですと2月の初旬ぐらいになってしまうのですが、原則、次回の組合議会のところまでで完成させることになっております。議長の署名まではいただいている段階でございますが、あと事務局の配付とホームページへの掲載がまだとなっております。ただ、明日ぐらいまでには掲載のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） 次回の会議までというルールが一応あるということは確認させていただきました。いろいろ御事情があるのかと思いますけれども、速やかな公開という原則を守っていただきたいということは指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、何をもって公文書とするのかというその辺りなのですが、例えばこの環境保全協定の頂きました意見のまとめの中にも、30年後のスケジュールというのは一体どこに載っているのかということがあって、回答の中にホームページのリンクとかを張られていらっしゃるのですが、探そうと思っても、クリーンセンター連絡協議会の資料の中の一つという位置づけだと思うのです。それをどこまでがこの組合としての公的な文書なのか。例えば覚書というのを確認しようとしたときにどこを見ればいいのかという、その文書の取扱いについて、組合のほうでは公文書管理のルールと

というのはどのようになっているのかを確認させてください。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

今、議員から御紹介いただいたスケジュール等につきましては、おっしゃるとおりクリーンセンター連絡協議会が出されたものでございます。こちらの所管につきましてはクリーンセンターとなっておりますので、公文書という言い方をすれば日野市側の文書になるかと思えます。

あともう一つが覚書です。覚書についても、3市の市長が結んだ覚書でございますので、こちらにつきましても日野市のものになるかと思えますが、ただ、関連することでございますので、どこにあるかは組合からもすぐ御案内できるようにする工夫ですとか、また、構成団体協議会がございまして、その中で見やすい御紹介の仕方について少し検討させていただきたいと思えます。確かに入り組んでいるところがございますので、御指摘のとおりだと思っております。少し検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） 整理が必要だと思えます。あとは意見で申し述べます。

以上です。

○議長（馬場賢司君） ほかに御質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 本予算案については反対とさせていただきます。

先ほど質疑をさせていただきましたけれども、質疑の際に申し上げたとおり、高裁判決は住民の合意をつくるという行政の一番大切な仕事を避けるために、あえて法律違反を犯した大坪市長を厳しく断罪するような内容であったというふうなことを紹介させていただきました。この違法状態の解消については、先ほど事務局長から御答弁いただきましたけれども、変更の話は聞いていないということで、変更決定というのはなかなかできないと思えますけれども、判決について国分寺市、小金井市でどのようにこのたびの判決の紹介がされているのか、ちょっと私は知るところではありませんが、日野市については大坪市長のコメントで、この裁判の性質なのですけれども、その当時の大坪市長は誤った判断をしたために、日野市が支出しなくてもいい2億5,000万円というお金を出すことになったので、それを当時の大坪市長に、現在の大坪市長が求めることになるというふうな判決ですので、それについて大坪市長は、個人に2億5,000万円もの賠償を負わせるのは、そういうふうなことはしたくないということで上告をしたという報告だけが広報ひのの新年号に、日野市民についてはされているのです。

ですので、この判決についてどういうものなのかということが市民に対する説明もありませんし、この先の見込み、違法状態と言われたことについては、とにかくお金を払うということについては、それはしたくないということで上告しますということしか示されていないということで、非常に残念なことは、自治の問題として一人一人が考えて、このことをどうしよう。自治には当然責任が付き

まといますから、一人一人がどうしようという市民が考える機会も与えられなかったというような状態に今なっているということなのです。

私はこれはふさわしくないなというふうに思っていて、組合は当然3市で構成されている行政ですから、ここの私たちの議会の意思決定としては、いたずらに上告のその最高裁の判断を待つということではなくて、今やはりどうするというようなことが、ここで考えられる必要が私はあると思っていて、そのプロセスなしに、今年の4月からの予算をどうするかということについて、賛成ですというようなことはなかなか言えない。

私はちゃんとそこについて真面目に考えるというようなことが、私たちに求められる必要があると思うし、そして管理者にもその責任があると私は思っています。その上でこの予算というのは提示されてしかるべきだと思いますので、そのことが一切ない中で、この予算に賛成することはできないというのが私の立場です。

以上です。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） この議案に対しては、賛成の立場で意見を申し述べます。

ただ、質問として確認させていただきましたように、日野市マターのことと組合マターのことが少し入り組んでいる。文書に関しても、公開に関しても、整理が必要だなということは指摘をさせていただきたいと思います。

タイムリーな情報共有、公開というのは、やはり情報というのは市民にとって財産ですから、市民と共に進めていくという意識を持って、説明責任を果たしていただきたいと思います。また、そのための仕組みづくりとして、ルール化についても検討を進めていただきたいと思います。

学習会の検討など、そういったお話もありましたので、3市の優秀な職員の方が集まっていられるので、それが足し算で終わらないで、掛け算として発展していくような、この組合の事業を通してSDGsを推進していけるような、そんな目標を職員の方々一人一人が共有して、発展していただければという期待を込めまして、意見とさせていただきます。

○議長（馬場賢司君） ほかに御意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（馬場賢司君） 挙手多数であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場賢司君） これより、議案第2号、令和4年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、議案第2号について、提案理由を申し上げます。令和4年

度浅川清流環境組合構成団体負担金について。

本議案は、組合同規約第13条第2項の規定に基づき、令和4年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として10億3,171万8,000円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第2号、令和4年度浅川清流環境組合構成団体負担金について御説明申し上げます。

負担金の内訳といたしましては、事務経費負担金として、日野市に3億949万4,000円、国分寺市に2億1,558万4,000円、小金井市に2億664万円、また、周辺環境整備負担金として国分寺市と小金井市に1億5,000万円ずつ負担をしていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。近澤議員。

○2番（近澤美樹君） 先ほどの議案1号で新年度予算については反対の立場を取らせていただきましたので、それに伴って決定するこの金額について、2号についても反対の立場とさせていただきます。

○議長（馬場賢司君） ほかに御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（馬場賢司君） 挙手多数であります。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場賢司君） これより、日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（馬場賢司君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和4年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 馬 場 賢 司

署 名 議 員 清 水 が く

署 名 議 員 水 谷 た か こ